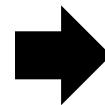


低入札価格調査制度における特別重点調査 の価格算定基準の見直しについて

- ◆ 契約価格の適正化を図るため、低入札価格調査制度における特別重点調査の価格算定基準について下記のとおり見直しを行います。
- ◆ 令和2年4月1日以降に入札公告及び入札通知を行う案件から適用します。

平成29年7月1日改正

市が積算した			
直接工事費	×0.75	} いずれか 1つでも 下回った 場合	
共通仮設費	×0.70		
現場管理費	×0.70		
一般管理費等	×0.30		



令和2年4月1日改正

市が積算した			
直接工事費	×0.90	} いずれか 1つでも 下回った 場合	
共通仮設費	×0.80		
現場管理費	×0.80		
一般管理費等	×0.30		

※特別重点調査対象となる率が厳しくなります。綿密な資料の提出が必要となることに加え、審査も厳正なものになりますのでご注意ください。